

請 願 文 書 表

令和6年3月定例会

受 理 番 号	1	受 理 年 月 日	令 和 6 年 2 月 1 5 日
請 願 者	群馬県前橋市本町3-9-10 群馬県労働組合会議 議長 石田 清人		
紹 介 議 員	加藤 幸子		
付 託 委 員 会	経済建設常任委員会		
<p>「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の 提出を求める請願書</p> <p>【要旨】</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰が国民の生活を圧迫し、特に最低賃金近傍で働くパートや派遣・非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。</p> <p>2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大を進めました。その結果、国民の格差と貧困が大きく広がりました。</p> <p>物価高騰から労働者の暮らしを守り、コロナ禍を克服し、日本経済の回復を進めるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。</p> <p>日本の最低賃金は、現行法で最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払い能力」を考慮し最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払い能力や経済状況、冷え込んだ指標を基に最低賃金額が決められ、低いままとなる構造的な欠陥があります。これが人口の一極集中や若者の都市部への流失にもつながっています。日本経済を再生するには、労働者・国民の懐を暖め、消費購買力を高め内需拡大を進めることが重要です。</p> <p>私たちの行った最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に地域による大きな格差は認められません。政府として相応の財政捻出する決断も含め、最低賃金法を改正し直ちに全国一律制に是正すべきと考えます。</p> <p>そのためには、国による抜本的な中小・零細企業支援の強化が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と下請企業</p>			

への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要です。

そのため、貴議会に対して以下のように請願します。以下について国への意見書提出を求めます。

記

- 1 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
- 2 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上を目指すこと。
- 3 政府は、最低賃金の引上げができ、経営が継続できるよう、中小企業への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命と暮らしを守ること。